

災害時安否確認の情報提供に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と名古屋市介護サービス事業者連絡研究会（以下「乙」という。）は、名古屋市内で災害が発生した場合における名古屋市内の居宅サービス利用者の安否情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う名古屋市内の居宅サービス利用者の安否確認を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（安否情報の提供）

第2条 乙は、前条に定める災害のうち、名古屋市内で震度5強以上の地震が発生した場合または避難勧告が発令された災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、名古屋市内の居宅サービス利用者の安否について可能な限り確認し、確認できた内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。

2 報告の内容は、別記様式に定めるふりがなを付した氏名、住所、生年月日及びその者に係る安否情報等とする。

3 情報提供先は名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課または名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課とし、電子メール、ファクシミリの手段による提供を原則とする。ただし、災害により、電子メール、ファクシミリの通信手段が確保できない場合には、最寄の区役所等へ必要事項を記載した用紙を持参する方法で行うものとする。

4 甲は、事業者から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（費用負担）

第3条 事業者が甲に対して情報提供することに要する費用は事業者の負担とする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

附 則

1 この協定の期間は1年間とし、平成18年6月1日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異義のない場合には、1年を単位として年々自動的に更新するものとする。

3 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

平成18年6月1日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長 松原 武久

乙 名古屋市介護サービス事業者連絡研究会
事務局長 岩口 孝一